備　考
1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
2　①、②、③、⑦、⑧、⑫及び⑯については、該当の番号を○で囲む。
3　③については、分収造林契約及び分収育林契約以外の分収林契約に限り記載する。
4　⑤のうち、「土地所有者の氏名又は名称」及び「土地所有者の住所」については、当該分収林契約に係る土地の所有者が募集又は途中募集する者でない場合に限り記載する。
5　⑦については、伐採制限がある場合は、適用法令並びにその法令による伐採の方法及び伐採の限度を記載する。
6　⑩のうち「造林（育林）の方法」については、自営、委託又は請負の別を記載する。
7　⑬の「負担する費用」とは、次のようなものをいう。
⑴　植栽費
⑵　保育費
⑶　防火線の作設及び修理並びに消火に要する経費
⑷　有害動植物の駆除及びそのまん延防止に要する経費
⑸　境界標その他の標識の設置及び保存に要する経費
⑹　契約対象森林の管理に必要な歩道の作設及びその保全に要する経費
⑺　森林の巡視に要する経費
⑻　保険料又は共済掛金
⑼　契約対象森林の土地に対する公租公課
⑽　立木登記等に要する経費
⑾　通信連絡費等契約の締結及び実施に必要な事務費
⑿　募集経費
8　⑭のうち「支払方法」については、「契約締結のときに一括して前払いで支払う」、「契約締結のときに半額を支払い、残りの半額については毎年均等払いとする」等のように記載する。
9　⑭のうち「樹木の持分の対価の額」については、持分の対価の支払いを約定する契約に限り記載する。
10　⑰については、樹木の所有形態が共有であるものに限り記載する。
11　⑰のうち「持分の処分」については、「契約対象樹木の持分の譲渡又は抵当権の設定の可否」等を記載することとし、また、「持分の対抗要件」については、立木登記又は明認方法の別を記載する。
12　⑱については、保険又は共済の種類を具体的に記載する。
13　⑲については、当該分収林契約の変更又は解除の事由、変更後又は解除後の持分の買取り等を記載する。
14　⑳については、木材以外の林産物（木の実、きのこ類、山菜等）の採取の方法等を記載する。

様式第２号（第４条関係）

分収林契約募集（途中募集）変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

下記のとおり分収林特別措置法第５条第１項に規定する届出事項の変更を行いたいので、同条第２項の規定により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　　年　　月　　日
2　変　更　の　内　容
3　変　更　の　理　由

備　考
1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
2　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載する。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第３号（第５条関係）

分収林契約変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

下記のとおり分収林特別措置法第７条に規定する事項の変更を行ったので、同条の規定により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　　年　　月　　日
2　変　更　の　内　容
3　変　更　の　理　由

備　考
1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
2　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載する。

（森林組合法施行規則の一部改正）

第三条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十六条の二」に、「第四章　生産森林組合（第百五条）」を「第四章　生産森林組合（第百五条―第百五条の三）」に改める。

第一条第一項第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人森林研究・整備機構

第一条第一項第二号中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行う森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）

第一条第二項中「同条第二項第二号」を「第二項第二号」に、「同項第四号」を「同条第一項第三号並びに第二項第二号、第四号、第八号及び第八号の二に掲げる事業にあっては前項第四号に掲げる法人に利用させる場合を除き、同条第二項第四号」に、「、国」を「国」に改める。

第二条中「第十条第二項」の下に「（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号ホ中「てん補」を「塡補」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十条第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正に伴う規定の整理

第三条中「第十一条第三項ただし書」の下に「（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。